○内閣府告示第八百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

三　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

四　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第八百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　弘前市

三　構造改革特別区域の名称　弘前ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　弘前市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県及び川崎市

三　構造改革特別区域の名称　国際環境特区

四　構造改革特別区域の範囲　川崎市の区域の一部（川崎市川崎区の区域のうち県道東京大師横浜以南の区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第八百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

三　構造改革特別区域の名称　国際ＩＴビジネス交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可

弾力化事業（五〇五）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　大垣市ＩＴエキスパート育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一

四三）） 及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

三　構造改革特別区域の名称　あいちＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　愛知県の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一

四三）） 及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高松市

三　構造改革特別区域の名称　おいでまい高松ＩＴ特区

四　構造改革特別区域の範囲　高松市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一

四三）） 及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

三　構造改革特別区域の名称　松山市ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　松山市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一

四三）） 及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年九月二十五日内閣府告示第八百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

三　構造改革特別区域の名称　福岡アジアビジネス特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び久留米市

三　構造改革特別区域の名称　久留米アジアバイオ特区

四　構造改革特別区域の範囲　久留米市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）及び地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第八百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び飯塚市

三　構造改革特別区域の名称　飯塚アジアＩＴ特区

四　構造改革特別区域の範囲　飯塚市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）及び地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第八百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

三　構造改革特別区域の名称　元気みやざきフレッシュＩＴ人材特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮崎県の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））